

はじめに
・江戸時代の志摩海女の出稼ぎ

「磯荒れ」や海女の数が過剰の時、禁漁期。若年期の修業。→熊野灘、伊豆、房総半島へ出稼ぎ。

*非日常的な形態。他のなりわい（農作、山仕事、小商いなど）との組み合わせ。

→幕末以降の寒天需要の増大。明治20年代半ば以降には活動範囲が一気に広域化。

利尻島・礼文島、日本海側の各地、九州地方、そして朝鮮半島へ。

「女性の身で男勇果敢に海外遠航した華々しい歴史」。前提に「行動力、心身の逞しさへの驚き」。

朝鮮への出漁=政府の補民地政策の一環。経済的な侵略に加担という面面。

（拙稿「近代の志摩海女の出稼ぎについて」『三重大史学』10、2010年、他）

【課題】：遠隔地への出稼ぎが、海女漁 자체、そして海女漁村の生産構造に及ぼした影響。

・江戸時代までと近代以降と、出稼ぎの形態はどのように違うのか。

出漁体制、獲物の加工流通、出稼ぎ先との關係（経済的、文化的・社会的影響）。

*雇用形態：志摩漁民独自の出漁→他県の漁業経営者に雇われての海女出漁。

朝鮮半島への他の出漁と、何がどう違うのか。（磯漁、獲物の特質、女性）。

朝鮮半島（洲州島）の海女漁に、いかなる影響を及ぼしたのか。

・三重（志義）の地歴史として

近代以降の朝鮮出漁は、志摩漁村の生産関係に何をもたらしたのか。

近代以降の朝鮮出漁は、志摩漁村の生産関係に何をもたらしたのか。

一、朝鮮半島への潜水漁の進出

1、資源の豊富さに対する未利用領域の大きさ。【1】

「洲州島ハ最モ饒ク且莫體大ク質美」「豊產を以て有名なる此島の船」「無思慮ノ名アル韓海」

「施の棲息非常にして、其利益膨大なりしかば…」 *海鼠や海藻なども同様。

・朝鮮漁業技術の未熟さ（吉田勘市らの指摘）。【2】 船を用いた筏での漁業。漁業の監視。【3】

（洲州島）男子力魚穫ヲ捕フルニハ多クハ筏リテ之ヲ為シ、船ヲ用フルモノ稀ナリト云フ」

（韓人は一般水産思想に乏しく今尚漁業を重視す）

男女裸潜業の展開

男裸潜業：愛媛、熊本。洲州島～所安島、雁島、鮑、石花菜。

女裸潜業（海女漁）：専ら三重から（伊勢の海女）。数百人の規模。【6、7、10】

雇用者：長崎、大分、愛媛、鹿児島、福岡…。

*なぜ海女は三重県からのみか？：前近代の海女生業のあり方に規定か。

・資源の減少と効費用効果により、潜水器漁から裸潜業に比重が移る。【10～12】

・経済効率性の高さ。韓国との衝突が少ない。販路の容易さ。

・女子を使役するにより取締上観る容易なると…又た韓人ととの衝突も少なきが故に【4】

・男海士の増加（明治35〔1902〕年頃から？）。

・海女の男海士に対する優位性。勘定さ。【12】

海女の多さと技術の未熟さ。

（洲州島は本邦の志摩に於けるが如く海女の産地にして到處男女之を常載しし鮑、海鼠、海藻等を採揚す…未だ本邦海女の如く眼鏡を使用せざるを以て掛か～しき漁獲なし。【3】

「筏に乗じて鮑を釣り或は婦女の巖石を伝り潛水探触する者あるも殆ど虎威の如き事」【2】

「海底深サ僅ニ數尋ノ處ニ於テ為スニ過キ」【1】

「水中ニ入ルモ裸体トナルコト無シ」衣を着、鉢巻（日本則も「一種ノ美風」と評価）。【1】

あまり普らない（技術的には潜れる、乗さに強い）。

洲州島より出漁する海女の数は激増し「洲州島の海女の数は目下同島人口約二十万の中一万農地向け肥料用の海藻採取が中心（原靖一『洲州島』）。

2、潜水器漁業の開始 【4、5】

・明治14(1881)年、長崎の業者による出漁が初発か。洲州島でのアワビ漁、利益膨大。

→山口、徳島、兵庫、大分。広島、長崎、島根、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島も続く。

明治24(1891)年頃より海鼠漁も発展（次第にアワビより比重が高まる）。

・成績道方面へも。漁獲物として、テンゲサの比重が高まる。

*潜水器漁業は、近代日本漁民の韓海出漁の先駆け的存在。経済的比重も大。

「該漁業は久しく韓海に於ける本邦人漁業中の首位に立ちたりしが」【4】

3、潜水器漁業の衰退と裸潜業の展開

・明治26年頃から盛衰の弊害指摘。規約、審査の必要性指摘。【6】【7】

「本漁ノ如キ酷烈ナル漁法」其盛衰収の結果、是が減少して盛況往時の如くならず。

・潜水器船1台の新調費800円、潜水夫月給25円十、乗組員6名、月給7円土。【8】

*1ヶ月に200円の漁獲額がないと收支が合わず。

*設備投資の高い潜水器漁業では、資金「回収」の意識強。加えて侵略的な出稼ぎの漁業。

「持続可能性」を求めず盛衰、収穫量の低下→漁場を変えていく。

・潜水器漁の盛夫の「多クハ無類ノ悪徳」。

（人気粗暴稍もすれば乱暴の行動多く、好んで韓人と衝突せり）【9】

*一般に警戒な小漁民。伝統的な漁民（漁法）、漁村から外れた者たち。一攫千金を目指す。

男女裸潜業の展開

男裸潜業：愛媛、熊本。洲州島～所安島、雁島、鮑、石花菜。

女裸潜業（海女漁）：専ら三重から（伊勢の海女）。数百人の規模。【6、7、10】

雇用者：長崎、大分、愛媛、鹿児島、福岡…。

*なぜ海女は三重県からのみか？：前近代の海女生業のあり方に規定か。

・資源の減少と効費用効果により、潜水器漁から裸潜業に比重が移る。【10～12】

・経済効率性の高さ。韓国との衝突が少ない。販路の容易さ。

・女子を使役するにより取締上観る容易なると…又た韓人ととの衝突も少なきが故に【4】

・男海士の増加（明治35〔1902〕年頃から？）。

・海女の男海士に対する優位性。勘定さ。【12】

洲州島の海女 【1】【3】

4、日本漁民の韓國漁民（海女）使用と洲州島海女の半島進出

・朝鮮漁民の雇用構態（経済上の理由から）【13】。

淡路の森野正氣（淡盛商会）による海女雇用。【14、15、25】

・安定的な雇用の難しさ。「村人の競争を得ざる間は雇傭頗る困難」【16】

洲州島海女の半島進出

・明治33(1900)年、「萩山瀬内ニ出漁」（独自の出漁？）40余人。【17】

明治36(1903)年、齋山近海ヘテシクサ漁。洲州島漁獲百余名。【18】

明治41(1908)年、馬山管内：洲州島出稼蟹、毎年170人。【19】

明治43(1910)年、巨洲州屬：より韓海帰約四千人？咸鏡南道より江原道方面へ。【20】

大正9(1920)年、（最近4、5年は6、700人だが）1600～1700人に。『海草が近來勝賣せる結果

洲州島より出漁する海女の数は激増し「洲州島の海女の数は目下同島人口約二十万の中一万

農地向け肥料用の海藻採取が中心（原靖一『洲州島』）。【21】

*日本水産界の進出による海産物流通の活発化が背景（雇用によるものではない）。

濟州島、元山、新島、牧の島などの資本家による雇用。[21]～[23] 濟灘の傾向。

「(濟州島海女の) 大部分は牧の島の資本家の海女間屋の資金を前借して從業し居れり」[21]

「海草は殆ど根絶せんばかりの状態…海草の生ずる砂礫及び岩石の如き迄も抜き取るに至り」[21]

「濟州島より出漁せる海婦等稚小なるものを石付の保証渡せるため著しく発生を妨げ」[24]

出漁形態：※沿岸の村から海藻採取権を買収。[18] 海女間屋の資金前借り。紛争勃発。[21]

※近代の志摩海女と同様の雇用形態。また、同様の課題を抱えるようになる。

二、志摩からの海女出漁

1、出漁態勢

明治 26(1893) 年の出漁が初発か。明治 27 年、遠洋漁業獎勵法（各県で奨励金交付）の影響？

・他県に比べ三重漁民の朝鮮出漁は遅い。海女が先陣を切る。

「韓海漁業は殆ど根絶せんばかりの状態…海草の生ずる砂礫及び岩石の如き迄も抜き取るに至り」[21]

当初は志摩独自の「共同事業」。明治 30 年以降、他県の資本家の雇用形態が増加（日本日報）。

※長崎、佐賀、福岡、熊本、大分、大阪（主馬＝海産物問屋か）、兵庫（淡路の淡盛商會）…。

政府の政策と三重県の推進

三重県の漁業規則（昭和）[25] 県費補助、出漁の奨励。

潜業許可申請を要する。缶詰業者と漁業組合理事の協議会。[26]

2、海女の雇用形態と契約手続き

・雇用の 2 形態 [27]

「被雇組織」：事業主が海女をスカウト、前貸、旅費、食料等一切の準備。

潜獲物の貪收。生天草 1 貨目 6 銭、施 1 貨目 8 銭。終漁後に決算。

〈共同組織〉：事業主が船舶と資本金を海女へ貸す。終漁時に収穫高の 15 % を取得。

*被雇組織における海女の条件の低さ。

「事業者が其事業の純利大なるに比して、出稼者に支払ふ給料多からざる」

・契約手続：

資本家が志摩へ来て、海女を雇用し朝鮮半島へ。志摩から船（汽船、和船）で航行も。[28]

大阪客船（船引き證明書＝県が発行）に乗船し、朝鮮（釜山）まで。

各村に仲介者。事業家に紹介。[29]

→三重県独自の経営の減少。[30] 前貸し資本の不足が原因。

3、獲物の加工・流通

生の流通：生鮑、生海星。[4, 7] →加工業者へ販売。（朝鮮半島内での流通は少ない？）

干加工：干鮑（船上で塩煮の上）。テングサなど海藻類。煎海鼠（納屋での工場）[31]

缶詰製造：（業者による海女の直雇用）。鮑の生糞缶詰。販路拡張の可能性大。

*釜山、長崎経由で中国へ（加工輸出品たることが前提の漁業）。

※潜水漁業の比重の高さ。その要因、流通先が確保（鮑、海鼠、天草＝加工し中国向け出荷）。

(令他の一般漁業は、朝鮮半島での販売に依存。[32])

4、海女の漁獲と収益
収穫：一人一日で 20 貨目にも上る（平均 10 貨目とも）。少なくとも 4 ～ 5 貨目。[33]

課題：出稼ぎ海女の減少。

資金の安さ（絶対的な収入額は高いが、販売額に比し廉価）。[34, 35]

潜水夫の月給 25 円以上。森野正氣（淡路）の海女雇用、1 か月の生活費 3 円 50 銭。[36]

他県の資本家による雇用形態（県内事業家の撤退）。[30, 37, 39]

三、潛水漁業の朝鮮出漁の影響

1、物理的及び経済的衝突 [39]～[44]

・殺傷事件。濟州島事件（住民側の死者 23 名とされる）。

「濟州島民ノ中本邦漁人ノ為メ死ヲ致セシ者三名アリ、傷ヲ負ヘル者數ヲ知ラス」[39]

軍艦の派遣 [40]、武器の携帯。

「長崎警男二百名・漁船十五隻に分乗、武器携帯して江原道漁業打辰の弊を以て出漁」[41]

漁業権問題。通漁協約に漁業の規定なし。村費を補うため濟州島海女に賦税。[18]

2、文化的衝突

・漁民の服装と男女の対応

漁民らの振る舞い（特に潜水器漁業従事者の悪弊）。[39, 40, 43, 45]

日本の海女の扱い（半裸体）を開拓する論調は、未確認。海女は比較的穏やかな対応？

・報告書類に日本漁民に自重を求める論調多し。文化の違いへの認識。基督教徒の國への敷意。

3、「技術」の伝播

終漁後に船具を完却。商人による機械鑄造却も。[24, 47]

從来未使用資源の活用。潜獲物の賣い取り（加工後、中國輸出）。[45, 48]～[51]

→濟州島海女の増加と、半島出稼ぎの活発化。定住へ。

4、地元志摩の生産構造への影響

・出漁形態：[52, 53]

・農業と漁業の関係変化：「漁業專業化」の進展。農地の荒廃。[54]～[56]

越賀：農業が主、副業としての漁業。*海女の年間の労働暦、元々は畠仕事や山仕事などを含む。

志摩の口銀制（越賀村条例）に関する議論（明治 28 [1895] 年）[57]～[59, 54]

明治 24(1891) 年 3 月に制定（内務大臣、大蔵大臣の許可）。

魚介漁業貿易の 110 ～ 120 を徵収し村費に。黒菜を村中で採取、壳出し・地租地方税に支出。

漁業の不安定性、漁民の浪費を防ぐため。町村制の影響（→漁業組合制定）。

→批判：江戸時代の口銀制は高割、家内剥削、人頭制の三法と並立。漁民の口銀で村費負担は不条理。

*出稼ぎ者の口銀？朝鮮出漁の魚介藻類取引きは外部資本家。村費の減少、共同体機能の低下？

生産（漁獲）と加工・販売の分化（雇われ漁が中心に）。*江戸時代の出稼ぎとの違い。

おわりに
明治期の韓国出漁＝漁業における「バブル経済」。莫大な利益。志摩では海女出漁の比重大。

海女が「被雇用労働者」に。歩合制とは言え、外在者から雇われる立場に。

集団での長期にわたる契約→年間の労働暦、農作業や山仕事、加工などとの兼業が成立立たず。

浦村で大正初年に「漁業の專業化」が進む（特に海女漁？女性人口・女性の漁業従事者数の急増）。

→土地利用のあり方も変容か。

（江戸時代に越賀村 470 石、片田～御座で 2110 石→現在は皆無に近い状態！ 養蚕の影響も？）

海女についての言説（近代『伊勢新聞』）や聞き書きなどで語られる海女イメージ。

（男一人養えないようでは一人前の女ではない（男は遊んで暮らす）。）
(女が生まれると喜び、男だと落胆。) 〈幼女を余所から養い、海女に仕立てる。〉

・男女比、越賀村の大正 8(1919) 年には極端な数値。「養女説」をある程度裏付ける。

*だが、江戸時代中の豪門別改帳に、そのような形跡なし。

=近代以後、特に明治末～大正年間の「漁業バブル期」に作られた言説という可能性。

※口銀制の問題とともに、明治末・大正期を挟む海女文化の転換（？）=今後の検討。

◎江原道漁業調査（九）正林技手調査
所料を以て雇入るゝ地曳網漁夫は、春秋各一漁期間に付葉錢五貫文乃至七貫文を給し、他に漁期間は所要の潜水器漁船の韓人夫を雇入るゝものは、一ヶ月葉錢三貫五百文乃至四貫文を給す。

〔16〕『朝鮮海水産組合月報』第式拾弐号（明治四三「一九一〇」年十一月）
◎黃海道沿岸水産調査復命書

〔中略〕從業者其他人夫雇入の難易并に策金慣行
韓人間には從來の慣習により從業者を得るに難からざれども、若し日本人にして突然雇傭を要する場合に漁夫払底を見ること多し、独り漁夫のみならず又普通人夫にありても村人の懸親を得ざる間は雇傭の困難なり、即ち韓人の特性たる悠遊徒消する場合にありても之れに貨金を懸て用務を弁せしめんと欲するも直に之れに応するもの少し、又現時の韓国人衣食住の程度より打算するときは本道の人夫策金は頗る不廉の感あり（後略）

〔17〕『朝鮮漁業視察復命書』（明治三三「一九〇〇」年、佐賀県内務部）
〔中略〕

〔三七〕石花菜、蔚山湾近海二産、就中蔚山湾内ニ徳シテ、現時本邦裸潜業者専ラ

裸潜業一般

〔レフ〕採取シ、又タ近年韓人ノ裸シテ同シク採取ヲ當ムルモノアリ、年々ノ產額一万円以上ニ及ブ

海藻等ヲ採揚ス、本秋蔚山湾内ニ山漁セラモノ四拾余人アリ、未タ本邦海女ノ如ク眼鏡ヲ使用セサ

ルヲ以テ涉カ々シキ漁獲ナシ

〔中略〕

〔18〕『朝鮮海産組合聯合会報』第四号（釜山同聯合会本部）（明治三六「一九〇三」年一月）
〔19〕韓人の漁業、蔚山湾近海に於ける韓人の漁業は流網、一本釣、裸潜業の二三に止まり、他に見るべき漁事なし、和布採取葉は既に期節を経過したるも當方面唯一の漁業なるを以て聊か概況を略記せんとす

〔中略〕

〔六〕天草採取
天草の生産区域甚だ広く、慶尚道迎日湾内より釜山迄の沿海大抵之を崖し、釜山以西西南に於ても沖合の島々に豐産す、就中著名なるは加島、巨濟島、南海、志摩、安房、金華島、突島、伊豆島、
濟州島、口（歐偏に秋）、子島等なりとす、本邦人の之を採取するは三重県、大分県等の裸潜業者にして多く婦人を使役す、創始の当初は常況の利益を得たる事業なりしも追年同業者の増加甚だしく、為めに往々失敗に陥るものありしも、本年の漁獲は釜山近海はものありしも、安島附近に於ては普通四五貫目を獲む最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、本年は巨濟島以北に出漁せしもの却て最も上の潜手にて一日半八貫目を獲れるものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同様に出漁者現時より増加することなほんは相当の利益を収めるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと跡かに至る間に於ける寒天の材料たる海草採取に就き同道手と打ち合せをなしたるが、由来右等の寒天の材料たる海草採取に就ては法規上慣習による所の任地たる全南済州島の海女が人漁の権利を認められ居り、而して採取せるものは釜山に於ける海草屋が之を買取し内地に移出し居り、尚海女の入漁に就ては中には例外の存するあり、所謂自前にて入漁するもの最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、安島附近に於ては普通四五貫目を獲む最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て最も上の潜手にて一日半八貫目を獲れるものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同様に出漁者現時より増加することなほんは相当の利益を収めるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと跡かに至り、其のが為め海草根絶の姿を呈せんとせり、茲に於て慶尚道よりも今後

天草の生産区域甚だ広く、慶尚道迎日湾内より釜山迄の沿海大抵之を崖し、釜山以西西南に於ても沖合の島々に豐産す、就中著名なるは加島、巨濟島、南海、志摩、安房、金華島、突島、伊豆島、
濟州島、口（歐偏に秋）、子島等なりとす、本邦人の之を採取するは三重県、大分県等の裸潜業者にして多く婦人を使役す、創始の当初は常況の利益を得たる事業なりしも追年同業者の増加甚だしく、為めに往々失敗に陥るものありしも、本年の漁獲は釜山近海はものありしも、安島附近に於ては普通四五貫目を獲む最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て最も上の潜手にて一日半八貫目を獲れるものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同様に出漁者現時より増加することなほんは相当の利益を収めるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと跡かに至る間に於ける寒天の材料たる海草採取に就き同道手と打ち合せをなしたるが、由来右等の寒天の材料たる海草採取に就ては法規上慣習による所の任地たる全南済州島の海女が人漁の権利を認められ居り、而して採取せるものは釜山に於ける海草屋が之を買取し内地に移出し居り、尚海女の入漁に就ては中には例外の存するあり、所謂自前にて入漁するもの最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、安島附近に於ては普通四五貫目を獲む最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て最も上の潜手にて一日半八貫目を獲れるものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同様に出漁者現時より増加することなほんは相当の利益を収めるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと跡かに至り、其のが為め海草根絶の姿を呈せんとせり、茲に於て慶尚道よりも今後

天草の生産区域甚だ広く、慶尚道迎日湾内より釜山迄の沿海大抵之を崖し、釜山以西西南に於ても沖合の島々に豐産す、就中著名なるは加島、巨濟島、南海、志摩、安房、金華島、突島、伊豆島、
濟州島、口（歐偏に秋）、子島等なりとす、本邦人の之を採取するは三重県、大分県等の裸潜業者にして多く婦人を使役す、創始の当初は常況の利益を得たる事業なりしも追年同業者の増加甚だしく、為めに往々失敗に陥るものありしも、本年の漁獲は釜山近海はものありしも、安島附近に於ては普通四五貫目を獲む最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て最も上の潜手にて一日半八貫目を獲れるものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同様に出漁者現時より増加することなほんは相当の利益を収めるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと跡かに至る間に於ける寒天の材料たる海草採取に就き同道手と打ち合せをなしたるが、由来右等の寒天の材料たる海草採取に就ては法規上慣習による所の任地たる全南済州島の海女が人漁の権利を認められ居り、而して採取せるものは釜山に於ける海草屋が之を買取し内地に移出し居り、尚海女の入漁に就ては中には例外の存するあり、所謂自前にて入漁するもの最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、安島附近に於ては普通四五貫目を獲む最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て最も上の潜手にて一日半八貫目を獲れるものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同様に出漁者現時より増加することなほんは相当の利益を収めるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと跡かに至り、其のが為め海草根絶の姿を呈せんとせり、茲に於て慶尚道よりも今後

天草の生産区域甚だ広く、慶尚道迎日湾内より釜山迄の沿海大抵之を崖し、釜山以西西南に於ても沖合の島々に豐産す、就中著名なるは加島、巨濟島、南海、志摩、安房、金華島、突島、伊豆島、
濟州島、口（歐偏に秋）、子島等なりとす、本邦人の之を採取するは三重県、大分県等の裸潜業者にして多く婦人を使役す、創始の当初は常況の利益を得たる事業なりしも追年同業者の増加甚だしく、為めに往々失敗に陥るものありしも、本年の漁獲は釜山近海はものありしも、安島附近に於ては普通四五貫目を獲む最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て最も上の潜手にて一日半八貫目を獲れるものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同様に出漁者現時より増加することなほんは相当の利益を収めるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと跡かに至る間に於ける寒天の材料たる海草採取に就き同道手と打ち合せをなしたるが、由来右等の寒天の材料たる海草採取に就ては法規上慣習による所の任地たる全南済州島の海女が人漁の権利を認められ居り、而して採取せるものは釜山に於ける海草屋が之を買取し内地に移出し居り、尚海女の入漁に就ては中には例外の存するあり、所謂自前にて入漁するもの最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、安島附近に於ては普通四五貫目を獲む最も巧妙の潜手は三貫目以上を採取するものありしも、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て最も上の潜手にて一日半八貫目を獲れるものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出現せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同様に出漁者現時より増加することなほんは相当の利益を収めるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと跡かに至り、其のが為め海草根絶の姿を呈せんとせり、茲に於て慶尚道よりも今後

●漁況報告
黒山管内（九月）

●採藻業（熊川、巨濟、鎮南郡より欲知蛇梁嶋間に於ける採藻高は合計參拾万斤内外にして（中略）從來採藻の網代区と称するは宣化約十五六町にして之を各村共用物とせり、採收業者は濟州島出稼

張場にて此の間に於ける海女は毎年約七十人の多數に於けるが、彼等は網代一区平均轉錢五貫文五ヶ月に支払ひ且つ一ワカメメの採收高を三分之余の採藻は悉く採收人の所得とし、採藻季節は五月より九月央に到る其終業後海女は毎年親方が三分の一を連れ帰るを例とし其採收結果の良否に依り良者を帰らしめ不成績者は来年各特約の網代へ残留せしめ、冬期は鮑海鼠等を採收し来春の採藻期まで網代湖口を凌ぎ居れり

〔20〕『朝鮮海水産組合月報』第式拾弐号（明治四三「一九一〇」年十一月）
〔中略〕
〔元山近海漁況（十月）〕（中略）
〔21〕『京城日報』（大正九「一九二〇」年一月一六日）
〔中略〕

〔22〕『朝鮮海水産組合月報』No.27 (明治四四「一九一一年)
〔中略〕

〔23〕『朝鮮海水産組合月報』元山支部報告
〔中略〕
〔本年〕元山支部より鮮人海婦船の出漁したる者拾五隻なるが其資本主は濟州島康華鳳、元山金敬三の二人にして海婦船百八十七名水夫八十六人なり、而して此等の海婦船は江原道及び咸鏡南道の沿岸に於て石花菜の採取に從事する目的を以て出漁したるも該草の比較的多産する場所は專ら近海に於けるが、其の收穫の如き一日一人平均天草五六貫日に過ぎぬ外なしとし、之が対策として海女は其の組合の自發的意志によりて出漁人數を制限し、過剰の海女は他の地方へ向けて出稼させしむるが肝要なるべく、此の意味の下に慶南道府とも協議を重ねるが、要は緩急調節しきを得るに在り云々

〔24〕『朝鮮海水産組合月報』元山支部報告
〔中略〕
〔本年〕本邦裸潜者と同期間同方面に於て天草採取に從事する濟州島産の裸潜婦百余名あり、本年は稍や減少し総数五六十名出漁せり、從来彼等は素眼の便なりしも、狡猾なる本邦商人等奇利を得んが為め潜水眼鏡の古物を彼等に充押しめたる所あり、本年は尽く之を使用し、就業上非常の便宜を得たる所あり、其の收穫の如き一日一人平均天草五六貫日に過ぎぬ外なしとし、之が対策として海女は其の組合の自發的意志によりて出漁人數を制限し、過剰の海女は他の地方へ向けて出稼させしむるが肝要なるべく、此の意味の下に慶南道府とも協議を重ねるが、要は緩急調節しきを得るに在り云々

元山近海 (中略)

一般状況

新島鮮人尹泰善は済州島住民裸潛九人を雇入れ石花菜採捕に従事せしめ新島附近諸島嶼沿岸を稼ぎしに、本年は石花菜の発生頗る不良の為め当初より僅に一千斤を收得し価格四十両を水揚せり

〔24〕『朝鮮海水産組合月報』 No. 20 (明治四三「一九〇」年九月)

第二章 方舟津 (中略)

一、漁船及漁民の集散状況

(イ) 漁船の種別 漁船三隻

(ロ) 定住者 日人七名

(ハ) 一時的使用人 海士七名、韓人三名

漁期経過後其の半数は帰國すれども、他是口を求めて外の漁場に転業す

(中略)

五、漁者の状況

(イ) 海士は伊勢のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

(中略)

④元山漁況 (八月中)

(中略)

五、通漁者の状況

(イ) 漁業者伊豆のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

(中略)

⑤元山漁況 (八月中)

(中略)

五、通漁者の状況

(イ) 漁業者伊豆のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

(中略)

⑥元山漁況 (八月中)

(中略)

五、通漁者の状況

(イ) 漁業者伊豆のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

(中略)

⑦元山漁況 (八月中)

(中略)

五、通漁者の状況

(イ) 漁業者伊豆のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

(中略)

⑧元山漁況 (八月中)

(中略)

五、通漁者の状況

(イ) 漁業者伊豆のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

(中略)

⑨元山漁況 (八月中)

(中略)

五、通漁者の状況

(イ) 漁業者伊豆のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

(中略)

⑩元山漁況 (八月中)

(中略)

五、通漁者の状況

(イ) 漁業者伊豆のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

(中略)

五、通漁者の状況

(イ) 漁業者伊豆のものにて、他是伊豆のものなり

(ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帯者なり

男裸潜者

出漁前事業主より一隻に付百五十円乃至二百円の仕込を受け漁獲物は之を出漁地に於て事業主に返済し其の残り純益を以て各自取扱高に応じ配当す

買収したる鮑を以て缶詰三拾箱重量五十匁以下のものは一貫目に付半價十五錢とす、中には単に特約の生鮑殻付一貫費用に付三拾箱重量五十匁以下のものは一貫目に付半價十五錢とす

被雇組織は事業主自ら漁期に先立ち蟹婦の住地に至り、一人に付二十円以上三十円以内の前貸を於て船舶、食糧、その他一切の準備を調へて之を迎へ、直に漁場に至り根拠港に納屋を構へて事業に着手す、出漁中は別に給料を給せず各自の漁獲物を買収するの法にして本年の相場生天草貴目付六錢鮑一貫目に付八錢とす、終漁の上は裏の前貸金に付六錢と付六錢代價を於て各自の漁獲高に応じ配当せり

被雇組織は事業主に取りては極めて安全の法なりと雖近年天草の相場低廉なるを以て収益少なしと云ふ(後略)

百円を要すと云ふ

共同組織 事業主は船舶及資金を蟹婦方へ貸与し終漁の際總獲高の割五歩を取得す、蟹婦方は事業主の収得を引去りたる残額より純益を以て

に着手す、出漁中は別に給料を給せず各自の漁獲物を買収するの法にして本年の相場生天草貴目付六錢鮑一貫目に付八錢とす、終漁の上は裏の前貸金に付六錢と付六錢代價を於て各自の漁獲高に応じ配当せり

被雇組織は事業主に取りては極めて安全の法なりと雖近年天草の相場低廉なるを以て収益少なしと云ふ(後略)

百円を要すと云ふ

共同組織 事業主は船舶及資金を蟹婦方へ貸与し終漁の際總獲高の割五歩を取得す、蟹婦方は事業主の収得を引去りたる残額より純益を以て

而して海鼠は主に潜水器漁業者に依りて捕獲製造せられ、釜山及元山在住の清国人及長崎に輸出せられ、产地は多島海欲知島附近より以北慶尚及江原、咸鏡道沿岸にして、江原及び咸鏡道を其主産地とす、本業は近年差しめたる衰落なしと雖、釜山に根拠し慶尚及江原道を其営業区域とする同業者は、相互の福利増進即ち斯業の改善並に販路の拡張を目的とし、組合を設けんとするの計画あり、将来目直して見るべきものあらん、鮑は生詰業者の経営に属する、裸詰業者に依て捕獲し、生煮缶詰以北を主産地と為す、近年鮑ボイル缶詰の販路拡張に伴ひ、需用を満たす能はず、随て本業は益々好望にして、去る三十五年度本業開始の際は、僅かに一二組に過ぎざりしが、本年は已に數組の之れに従事するあり、尙ほ他にも開始せんと計画中のものあれば、明年は更に增加の所詰業者を見るなるべし、如斯本業は年々好況なるが故に自然醜漁の弊に陥り、現に生産品は年々小形となる傾あり、是等は調査研究し相当の取締法を設くるの要あるべし、産額約四万円にして、相場は四打入一箱十円乃至十六七円、平均十二三円なるが如し（後略）

〔32〕「大日本水産会報」第百三十九号（明治二十七年一月号）

朝鮮沿海漁業の現況（廿六年十二月十三日附在釜山領事館報告）

（中略）近時本邦漁民の最も盛んに出漁する所は、釜山より西南吉濟島欲知島雁島亘文島を経て所安島に至るの間とす、而して欲知島以西にて捕る所のものは朝鮮人に売りて漁夫の米漿等に交換し、其餘は或は乾し或は塩にて送る所のものありと雖、欲知島以東吉濟島の東西并に馬山浦邊にて醜漁を經營する所のものは概ね釜山港に於て売捌り、釜山港にては之を魚市場に出し凡ては在留民と近傍支那人の需要に供し、三分は朝鮮内地の各所に鬻き、尚ほ三分は馬關博多等へ輸出する。尤も朝鮮國に於て穀類穀物なるときは魚類の需用多くして相場も自然騰貴すと雖、不作なるときは朝鮮人の魚類を購求するもの少く上に相場下落するが故漁民の収益薄しと云ふ。

〔33〕「朝鮮海産組合月報」第四号（明治四一年一月号）

釜山漁況（中略）

▲裸詰業 牧の島を根拠とし、釜山近海に於て從業せるもの七八隻あり、一隻五人乃至七人乗にして、漁婦は殆んど三重県志摩の出漁者なり、主として鮑を採捕し、時季に依り海藻類を採集す、一人一日の採捕高三四貫目内外なり、蔚山以北江原道竹辺に至る間に於て、從業する船数は一十三隻、漁婦百九十四人、此の内四隻は愛媛県男裸詰業者にして、他是皆島の漁婦なりとす、一人一日の採捕高の最高二十貫目余、最低五貫目位にして、平均十三四貫目を得、十貫目三円乃至三円七八十錢の相場にて、製造業者に売渡すものとす（後略）

〔34〕「大阪朝日新聞」（大正七年一月号）

朝鮮の水産（中略）

▲裸詰業 牧の島を根拠とし、釜山近海に於て從業せるもの七八隻あり、一隻五人乃至七人乗にして、漁婦は殆んど三重県志摩の出漁者なり、主として鮑を採捕し、時季に依り海藻類を採集す、一人一日の採捕高三四貫目内外なり、蔚山以北江原道竹辺に至る間に於て、從業する船数は一十三隻、漁婦百九十四人、此の内四隻は愛媛県男裸詰業者にして、他是皆島の漁婦なりとす、一人一日の採捕高の最高二十貫目余、最低五貫目位にして、平均十三四貫目を得、十貫目三円乃至三円七八十錢の相場にて、製造業者に売渡すものとす（後略）

〔35〕「伊勢新聞」（大正三年一月号）

志州渡鰐漁業情況（大正三年一月号）

志州渡鰐漁業にして近來朝鮮沿海に出漁するもの逐年増加し、最近の出稼人員左の如くなるが、其出稼時期は毎年四月中旬より十一月中旬に至る約八ヶ月にして、婦女は概ね望婦となり石花菜及び鮑の採收に切合、男子は重いに鳥賊網（鳥夷網）漁業に従事す、概して当地の合資会社其田体若くは個人に雇用せらるるものにて旅費は雇主より前貸し日給は三十五錢乃至五十錢月給八円乃至十二三円内外に漁獲代金の三分乃至一割を受くる例とし、男女共に最多額約八十円以下五六四十円づゝを貯金して帰郷するも、事業者が其事業の純利大なるに比して出稼者に支払ふ給料多からざるを以て、將來若くは村を区域として一定の組織を設け事業者と交渉し或は自から出漁する等の計画を要すべし、此等計画に対しては郡より保護を与る方針なりと（波切・男1、女1。鎌浦・男1、女2。片田・男7、女20。布施田・男1、女6。和具・男5、女57。越賀・男3、女13）

〔36〕「朝鮮海産組合月報」第式拾号（明治四三年九月）

七、通漁者の状況

森野正氣は兵庫県のものにて現に日本人会長を務め相当の資産を有す、鍊漁期には之が仲買を為せり海士は伊勢より雇入れ来るものにて、一箇月の生活費一人參円五拾銭を要す

●本県漁婦の活動計画 漁婦は本県志摩郡地方の特有にして鮑、真珠、海藻等深海に於ける採取事業

は漁婦の力を輸るにあらざれば為す能はず、随て県内のみならず遠く朝鮮沿海方面に於ける出稼ぎしつつあり、就中最も多きは朝鮮にして其數約三百名之れを雇主にせば長崎県岩本町方五十人、山口百人、兵庫県百人、兵庫県淡盛商會八十人、山中組五十人にして其鮑漁業年額は一般（十二三人乘）四千貫と見積るも八万八千貫に上り、此価額一貫目二円として十七万六千円の巨額に達す、之れに反し漁婦の雇主より受くる取得如何と云ふに於取量一貫目付金三十錢に過ぎず、總収益二万六千貫四百円の少額に止まり、幾余は事業主の取得により、漁婦も漁業者減少して現在の数となりたり、之れが原因は氣候風土の關係もありど自己取得の漁獲高に比較し余りに貧弱の故を以て漁獲を見合せ可借技能を有し乍ら近時他の職業に転ずるもの続出せるは遺憾の事なりとし、志摩郡地方の有力者は之等の漁婦の團結を促し大に活動せしめん計画中なりと

〔37〕「伊勢新聞」（大正三年一月号）

●本県漁婦の活動計画 漁婦は本県志摩郡地方の特有にして鮑、真珠、海藻等深海に於ける採取事業

は漁婦の力を輸るにあらざれば為す能はず、隨て県内のみならず遠く朝鮮沿海方面に於ける出稼ぎしつつあり、就中最も多きは朝鮮にして其數約三百名之れを雇主にせば長崎県岩本町方五十人、山口百人、兵庫県百人、兵庫県淡盛商會八十人、山中組五十人にして其鮑漁業年額は一般（十二三人乘）四千貫と見積るも八万八千貫に上り、此価額一貫目二円として十七万六千円の巨額に達す、之れに反し漁婦の雇主より受くる取得如何と云ふに於取量一貫目付金三十錢に過ぎず、總収益二万六千貫四百円の少額に止まり、幾余は事業主の取得により、漁婦も漁業者減少して現在の数となりたり、之れが原因は氣候風土の關係もありど自己取得の漁獲高に比較し余りに貧弱の故を以て漁獲を見合せ可借技能を有し乍ら近時他の職業に転ずるもの続出せるは遺憾の事なりとし、志摩郡地方の有力者は之等の漁婦の團結を促し大に活動せしめん計画中なりと

〔38〕「大日本水産会報」第式百九十九号（明治四〇年一月号）

○会長村田保君の帰京、村田会長には総督府の委嘱により韓國水産業奨励の為め六月六日前八時新橋発列車にて韓國に出發せられ、翌七日下関着、八日釜山港に至り

〔39〕「朝鮮通漁事情」（明治二六年一月号）

○廿四日竹島下島處を経て廿五日所安群島に上陸す、長崎の人竹内熊吉氏の經營に係る妖度及岳詰製造場を視る（廿六日濟州島に向ひ同島に上陸す、志摩の入石原円吉氏の經營に係る妖度及岳詰製造場を視る、又長州の人木村忠太郎氏も七着して鱈漁に從事し居れり

〔39〕「朝鮮通漁事情」（明治二六年一月号）

○廿四日所安群島に上陸す、志摩の入石原円吉氏の經營に係る妖度及岳詰製造場を視る（廿六日濟州島に向ひ同島に上陸す、志摩の入石原円吉氏の經營に係る妖度及岳詰製造場を視る、又長州の人木村忠太郎氏も七着して鱈漁に從事し居れり

尚ホ政府ニ向テ特ニ希望スルモノハ、朝鮮海ニ向ケ綱々軍艦ヲ廻航セシメラレンコト是ナリ（後略）

【40】『大日本水産会報第百三十九号』(明治二七「一八九四」年一月号)
朝鮮沿海漁業の景況 (廿六年十二月十三日附在釜山領事館報告)

(中略) 当國に出身する本邦漁民の多数は離野にして礼儀作法をも弁へざるを以て、常に朝鮮人の輕侮を受けたり、然るに本邦漁夫は朝鮮人に輕侮されれて決して黙過すべきものにあらず、彼我われを併らば我れの彼我を侮ると亦一層深きが故、常に両者相衝突して喧嘩争論の絶ゆることなく、釜山港に於て両国交渉事件の多數は本邦漁民と朝鮮島民との間に起りたる鬭争事件なりしが本年七月全羅道殺人事件取調の為帝國軍艦の派遣ありて偏く沿海諸島を巡視せし以来両道の沿岸并に各島の朝鮮人は翻然戒慎を加へ從来の如く本邦漁民も亦安謐に出稼することを得るに至りたるは殊に喜るべき事なりとす(後略)

【41】『朝鮮海水產組合月報』(明治四一「一九〇八」年一月号)
釜山港近海(自八月一日至同三十一日)(中略)

釜山港近海漁季の初めに三重県婦出漁盛んに從業(底棲水族を目的とするが故寒流の影響殆んどなし)せるながら江原道方面に百四十名余、長崎県の二百名は漁船十五隻に分乗、武器携帯して江原道漁族打民の勢を以て出漁せるが、向はらず、長崎県の二百名は漁船十五隻に分乗、武器携帯して江原道漁族打民の勢を以て出漁せるが、去五月中旬の頃竹辺溝附近にて只一発の銃声を聞き、暴徒の風潮鶴涙に驚きて帰島せり、傍で三重県婦婦人等十名は天草採取に従業好成績を認め居れり者及貿易商船輸入の取締を為さしむると同時に、偵察軍艦を遣し臨時警察権を帯はしめ其取締を為さしめたるには或は本邦漁夫及韓人の取締上至極好都合ならんと云ふものあり

【42】『大日本水産会報第百七十七号』(明治三〇「一八九七」年三月号)

○朝鮮海産出漁者(自八月一日至同三十一日)(中略)

朝鮮沿海漁業調査 大日本水産会員鹿島県会員森本理一

予は県府の嘱託を帯び朝鮮沿海漁業調査の為め客年九月郷里を発し、十二月に至り帰朝す。(中略) 韓民との關係予の韓地に乗りしより以來、人に会ふ必我国出漁者と韓人の間に於ける紛糾の情状如何を問はずんばあらす、毎人答ふる所の如し、最初二、三人に聞くも左のみ意にも介せず馬東理一

争闘を起す、皆以て邦人の登れば領事館に於ける所の如し、最期に至りては相互に其の風俗に慣れ以前の如く甚敵感に在りては本邦の潜水業者多く入込み居りて飲料水米穀薪等の需要を弁せんが為め上陸するときは韓人と貿易商船輸入の取締を為さしむると同時に、偵察軍艦を遣し臨時警察権を帯はしめ其取締を為さしめたるには或は本邦漁夫及韓人の取締上至極好都合ならんと云ふものあり

【43】『大日本水産会報第百七十六号』(明治三〇「一八九七」年二月号)

朝鮮沿海漁業調査 大日本水産会員鹿島県会員森本理一

予は県府の嘱託を帯び朝鮮沿海漁業調査の為め客年九月郷里を発し、十二月に至り帰朝す。(中略) 韓民たりしが、後領事館に登れば領事話し矢橋氏に至れば氏語る然れども予猶之を疑へり、大に之を患ひ此に是の釐事の法を念ふに至れり、入りて其実況を目撃し韓人に就て之を聴くに及び、然り而して委曲に之を探究するに、其非理の存するや必邦人にありと云ふへからざるものに至るに至る然り而して委曲に之を探究するに、其非理の存するや必邦人にありと云ふへからざるものに至るに至るにも拘らず領事館と云ひ其の所在を邦人に帰するか如きに於けるその密接なるものに至るに至るにも出漁者の多くを反覆せざるへからず、獨り出漁者のみにあらず邦人の韓民を逃する奴隸に當ならざるを見る者ある。釜山居留の商人は専めからず其仁川に至り京城に行き商人の顧客たる韓人に接する状を見、黙過に忍ひざるものありて、二三忠告を試みしことあるべき事、是を以て之を觀る漁者のは如きに至ては深く咎むるに足らざるものあらん否か、鬼に角是等の事情を知り之を不間に措くか如何なきにあらず、他日を俟て詳述すべし

【44】『朝鮮海水產組合月報』(明治四一「一九〇八」年三月)

甘浦(中略)

以上記述したる外本回の巡査中日韓人漁業の状態に關し議論他の重大の案件なかりしと雖ども、潜水器及び餌缶詰業者より常に沿岸韓人より漁業中止の請求を受くること經々なる旨聞知したるを以て沿岸郡守及び補助員等に協議し将来益々増加の出漁者と韓人間との融和策を講し懲らしめる必要を感じたるを以て到處郡守及び補助員等と円満なる協議を遂げ各地共多大の行為を以て迎へられ部下人民にも其主旨を訓令すべきを約したり

【45】『韓海漁業観察復命書』(明治三三「一九〇〇」年、大分県内務部)

本邦出漁者二対スル韓人人感情、年々彼沿海二出漁スル者六千人ヲ下ラス、然レトモ此出漁者ハ彼四道沿海ニ散在シ、出漁地ニ於テ一年後彼沿海ニ出漁スル者多キヲ以テ、往々其行為ハ露晒暴露ノ醜態ニ陥ルモノアリ、元來彼等韓人ハ前記セル如ク眼二丁字ナキモ孔孟ノ遺教ヲ順守モ男女ノ別、長幼ノ序ヲ重んじ衣冠禮儀ヲ整へテ漁業二就ク等ノコトニ至ツテハ本邦人ノ達遠ク及ハサル所ニシテ、其皮膚ヲ露ハシ服装ヲ乱リテ道路ヲ横行スルカ如キハ彼等力野蛮ノ習俗テ輕蔑スル所ナルニ、本邦出漁者ノ多クハ操業上便利ノ為メ内地ニアルト同様ニ隨分見ルニ忍ヒサル服装ヲ為シ、身ノ外國ニ在ルヲ忘レ汲水其他売買取引

【46】『大日本水産会報』第式百式拾五号(明治三四「一九〇一」年三月号)

○朝鮮通漁聯合会元山支部第一回巡回報告(承前)元山支部理事林駒生

(中略) 第十二本邦人の入漁に關する韓人の感情、当沿海には潜水器の外入漁者なきを以て今此漁者に対する彼等の感情を見るに左の三時代に分つ事を得べし

(一) 第一の時代即ち本邦人入漁の當時にあつては日本人の風俗習慣を知らず且つ全く言語通ぜざるに、水夫等の暴挙は今日より甚だしかりしを以て絶対的に忌避したる事

(二) 第二の時代に至りては相互に其の風俗に慣れ以前の如く甚敵感することなきに至りたるのみならず、元來潜水器は韓人の捕獲せざる海鼠鮑等を目的とする日本人にして直接彼等の營業を妨げず、其割合に於く鮑酒類の如き雜費を其村に落すことを多く、日本人の傾きにて自村の混ふこと多きを以て嫌厭の念よりも或る部分にては寧ろ利益上より歓迎したるや

(三) 韓人の或る部分にては日本人の入漁に依て得る利益を味ひて歓迎したるの傾きありしも、近時の為に、今日では日本の形勢が全然變つて日本船の船頭が日本船の船頭に至りては相互通じて其の船頭を掛け倒して其便逃するもの多きを以て彼等の營業上一順挫を來し、最近に至り更に幾分嫌厭の念を生じたるゝものゝ如し(後略)

【47】『大日本水産会報第參百号』(明治四〇「一九〇七」年九月号)

○朝鮮海水產組合月報(參百号)

韓海の漁業に就て 会長 村田保(中略) 济州島辺の話を聞くに此頃は大概日本の船や漁具を用ゐて居る、それは日本の漁夫が五百艘の船を持つて行つた時に其中の二三隻を使つて魚を捕り、長崎へ来て

元り扱き、日本を見物して行くと云ふこともあるとのことである、而して島民は朝鮮から独立したい、の傾きあり

人通漁者の發展未だ昔からざるを以て日韓兩国人の漁業差違を比較する種類に乏し、又日本人通漁の盛なるものは延繩潜水器漁の二種に止り、他は云ふに足らず、近時日本人網漁を企つるものあれども創業の時代に屬し微々として振はず、而して韓人漁業のものは網漁箭築漁の二種と、網漁箭築漁の建設は全岸到處に於ける著名的なる石首魚漁あり、又海州灣大同江口等ノ「ヨコヅベー」漁あり、箭築漁も亦多く韓人營業に關す而して韓人地曳網には莞手と腰部を欠如す、これ日人地曳網に比し善き相違にして亦甚しき欠点となす

韓人の日人通漁者に対する感想ハ本道沿海は未だ日本人の果てん微々として多數の通漁者を見るに由り利害の衝突起らず、從て感情を傷ふことなし、即ち日人の潜水業は韓人之れを倣倣するものなきを以て獨占に出づるも更に韓人の痛苦を感じず、亦日本人網延繩漁法も韓人營業者之なきを以て著しき利害衝突を來すことなし、只潜水器漁業者が不謹慎の奉公より往々鬱悽を招くことあるは遺憾に堪えず

【48】『朝鮮海水產組合月報』第式拾六号(明治四二「一九〇一」年十一月)

○朝鮮海水產組合月報(拾六号)

第十三回展韓國漁業者相互間に於ける漁業の差違及韓人の日本人に対する感情状態、黃海道には日本人通漁者の發展未だ昔からざるを以て日韓兩国人の漁業差違を比較する種類に乏し、又日本人通漁の盛なるものは延繩潜水器漁の二種に止り、他は云ふに足らず、近時日本人網漁を企つるものあれども創業の時代に屬し微々として振はず、而して韓人漁業のものは網漁箭築漁の二種と、網漁箭築漁の建設は全岸到處に於ける著名的なる石首魚漁あり、又海州灣大同江口等ノ「ヨコヅベー」漁あり、箭築漁も亦多く韓人營業に關す而して韓人地曳網には莞手と腰部を欠如す、これ日人地曳網に比し善き相違にして亦甚しき欠点となす

韓人の日人通漁者に対する感想ハ本道沿海は未だ日本人の果てん微々として多數の通漁者を見るに由り利害の衝突起らず、從て感情を傷ふことなし、即ち日人の潜水業は韓人之れを倣倣するものなきを以て獨占に出づるも更に韓人の痛苦を感じず、亦日本人網延繩漁法も韓人營業者之なきを以て著しき利害衝突を來すことなし、只潜水器漁業者が不謹慎の奉公より往々鬱悽を招くことあるは遺憾に堪えず

【49】『朝鮮海水產組合月報』第十五号(明治四三「一九〇一」年)

○朝鮮海水產組合月報(十五号)

正林技手調査(十) 正林技手調査

十五 日韓兩國漁業者双方間に於ける漁業の差違及其特長又は短处並に韓人側の日本人に対する感情状態

江原道には本邦通漁船の發展未だ普ねからざるを以て日韓兩國民の漁業の差違を比較する種類に乏し、潛水器漁及裸潛漁は本邦人の殆ど独占漁業(猪津に於ける醜蟹等の漁業するものあるを視たる事あれども盛ならず)となし、潜水器漁の捕獲物たる海風鰐、帆立貝、鱈、鰐等は韓人の漁業なり

害病庠を感じず、從て潛水器漁業者に対して甚しき反感を懷く事なきも、該漁者は粗暴暴行者多きを以て人格上より嫌忌するもの多し、然るに醜態に就ては沿岸漁民が唯一の嘲弄対象として扇風機等をして扇風機等をする常に其の入会漁業者選出する時は自己の利害を侵害せらるるものと甚だ嫌忌す、是迄本道沿岸に到り鮪漁に從事する本邦漁民は何時も韓人より種々の迫害事故を蒙り迷惑するを常とす

(中略) 本邦漁民の漁具を韓人が見習う云々

布苔は韓人間に需用のあるため從来より採取するもの之れありたれども、天草は本邦人の指導により採取する事を学び、是迄放棄しつゝありたる漁利を擧ぐるに到れり。尚ほ江原道漁業中本邦人の指導開発により著しく漁業の發展を來したるものを録漁とす。（詳細略）

①「朝鮮海産組合月報」第十七号（明治四三〔一九一〇〕年五月）

○韓人漁業の進歩　（海原漁政課長級）

日本人の韓海出漁数増加と共に近年に至り韓人の漁業の進歩したこと頗る著しきものあり。

（中略）

濟州島は僻遠の地にして從来漁船に乏しく漁民の多くは竹木を以て筏を組み之を漁船に代用して簡易なる釣魚を営みたる為め、多少の風雨にも遭難者を出すこと多かりしに、近年日本人の同島に出漁してより其歸國に際して古船及び漁具を島民に売却する風習ある為め現今には同島の漁業は昔日に於て想像も及ばざりし進歩をなせり。日本人の通漁せざる前には韓人の採藻は主として和布（葦）甘藷（海苔）にして、海蘿、石花菜、搾油等は如何なる価値あるものか如何に使用するものかを知らざりしも、之を日本人の手に依りて販賣の道開かれより、今や沿海漁村到る處の老若婦女の手にて之れを採取し年額參拾万円以上の輸出を見るに至れり云々

（中略）「鎮南浦漁況」で、韓人婦女子が干潮時に鮑殻で海蘿を搔き取る記事）

○韓漁夫の得る利益　韓海に於ける日本人の漁業が年々發達する為めに韓人漁夫は日本漁夫の利得する丈け反対に損失する

と云ふ者あるも、之れ未だ漁業の真相を知らざるの言なり、日本漁夫が韓海に出現する為めに韓人の利益となる重なる点を擧げれば

第一、日本人が韓人より日用品を購入する金額は一箇年五拾万円を下らず、而して韓人夫を雇用する為めに韓人が賃銀も亦一箇年參拾万円以上に達す、即ち合計八拾万円以上の金額は日本人の出漁する為めに韓人が利益するものあるなり

第二、韓漁夫が漁具、漁船の譲受、漁業方法の改良を為して自然に発達するに至る、即ち明治四十二年の韓人の漁獲高は之を明治三十九年に比すれば約三倍に達したるを見て之を知るべきなり

第三、以上の外直間接に韓人が利得するのみならず漁獲物の販路拡張市場の拡張等に依りて得る利益亦頗る大なるものあるなり

○濟州島海人の激増　濟州島に於ける海人漁業者は、三年前迄では千人内外に過ぎざりしが、近來著しく増加して実にその數三千人の多數に及びたり、之れ等は多く釜山近海を中心として南は巨濟島北は蔚山沿岸の間に於て盛んに天草、銀杏等の採取に従事し、巨多の利益を占めつゝ然るに是等駆逐の漁民は風紀衛生等の念なく、かくして折角の发展を勢ひ障碍せらるゝ外なればば、而して濟州島居住有志韓人昌邑会と称するものは、種の組合を組織し本部を收の島に置き支部を巨濟島及び蔚山に設けて多數海人の取締救済に任ぜんと自下當水產組合本部並びに韓國農商工部に對して申請中なりと云ふ

（中略）

（51）『第一次輸出重要品要覽　水產之部　寒天』（明治二九〔一八九六〕年）、農商務省農務局）

（前略）

抑々清國ニ於テ寒天ヲ需用スルヤ既ニ三百十有余年前ニ在リ、今ヤ販路ハ北ハ盛京省ヲ始メ南方揚子江沿岸ノ地方ヨリ四川ノ境極ニ達シ、南海ノ一帶殆ドント普及シ、引テ新嘉坡殖民地ニ達セリ、将来益之力需要ノ増加ヲ見ルハ期スヘキ所ナリ、左ニ在外帝國領事ノ報告ヲ抜録シテ参考ニ供ス

（中略）

（52）『越賀文書』（維善編　明治二十七年一月起三拾年十二月止　越賀村役場）

今般共義漁業ノ為モ朝鮮國工渡航致シ且ツ爲致候三付、別紙海外旅券下附願三対シ副車票成度、依テ該營業ノ目的及組織等左記ノ通ニ候間、宣敷御取扱被成下度、此段奉謹候也

金ヲ以テ支弁シ、是亦共同費トシ、病者二対シ臺モ格別ノ負担ヲ要セズ

一、本人ノ財産、渡航者概ね家族ノ者ナレハ公然ノ財産ヲ有セスト雖、其戸主タルモノハ土地家屋ヲ有ス

依託版壳セル考ナリ

一、出費ノ途

共同事業ノ事故従テ共同費ナルヲ以テ渡航者老人毎ニ金五拾円ゾヽ出金シ、之ヲ事業費（食料及ヒ他ノ雜費）ニ充テ、若シ病者出来シハメニ費金多クシテ事業費三不足ヲ生シタルトキハ採取品販売

金ヲ以テ支弁シ、是亦共同費トシ、病者二対シ臺モ格別ノ負担ヲ要セズ

一、本人ノ財産、渡航者概ね家族ノ者ナレハ公然ノ財産ヲ有セスト雖、其戸主タルモノハ土地家屋ヲ有ス

一、漁船　（奄船）
荷物運搬船　（奄船）
漁婦　（奄船）
拾七人
水夫　（奄船）
製造人　四人
右ノ通ニ候也
渡航者　西岡銀五郎　外式　拾名惣代
井上布平　（印）

明治廿八年三月三十日
村長　松本松之助慶
（中略）

（53）『越賀文書』（雑書編　明治三十一年一月ヨリ同三十三年十二月マテ　越賀村役場）（明31-24）

（承認願）
今般私共義漁業ノ為メ長崎県西彼杵郡瀬村五百四拾四番戸竹内福造ニ被雇契約ラナシ、朝鮮國釜山港及元山港近海ヘ航シ營事業出稼仕度、依而渡航目的及其他左記ノ通りニ有之候間、別紙渡航願外ニ旅券下付願ニ対シ副車票成下度、此段相願候也

一、本年三月十五日ヨリ十二月三十日マテ朝鮮國釜山港及元山港近海ニ航シ、鮑生海鼠其他ノ海產物ヲ捕獲シ、之ヲ履主ニ相渡シ、其販賣ヲ請取ルベキ目的ナリ

失費ノ途
一、本國我居村ヨリ目的地ニ航スル往復費及飯米味噌油薪炭舟等總ニ事業三係ル諸費一切ハ履主ヨリ支出スベキコトニシテ、且ハ非常手当金ハ雇主ニ於テ応分携帶アル事

一、蟹端ノ販賣ノ内生鮑營費常ニ付金八錢五厘、生海鼠壹個金三厘（最小ナルモノハ二個若シクハ三個ヲモテ壹個トス）、其他ノ海產物ハ雇主船頭ニ同協議ノ上之レヲ定メ、雇主ヨリ支払フベキ契約ナリ

一、雇主ノ財產
一、雇主ハ式ニ余金ノ資財家タルコトハ被雇各自ノ熟知スルモノトス

一、各自ノ財產ハ平均ニシテ各金五拾百圓ナリ

右之通りニ候也
明治三十二年三月十五日
志摩郡越賀村出稼渡航者　中村トモ
志摩郡越賀村出稼渡航者　中村住
（右ノ主）　中村住
（西岡文六）　西岡文六
本人不在三付代理
中村文藏　（印）
谷口トヨ　（印）
右ノ主　谷口佐四郎　（印）

（中略）

（54）『越賀文書』（農工商第一種）（大正八〔一九一九〕年）
（漁家副業取調）　越農村・米作奉石、1034田、322区、從事者、男15、女48、妻作96石、1008田、79反、男60、女326、甘藷5770貫、2886田、148反、男74、女326、等）

本村ハ往昔ヨリ農業本位トシ漁業ヲ副業トシテ生活上基礎トナス状態ナルヲ以テ、漁業事業者王様メ少數ニシテ且ツ是等當業者ニ於テモ相当ノ不動産ヲ有シ、漁業ト相俟テ専ラ農業ニ從事セザルモノナカリシモ、近時漁業ノ窮達ト共ニ逐年漁業專業者ノ增加シタルニ隨テ農業思想ハ漸次冷淡ノ傾向ヲ示シシツアリ殊ニ近來水產物ノ価格著シク昂騰シタル結果、益々漁業ニ熱狂スル者多ク、副農業ハ恰ト願ミサル現在ノ状勢ナリ

（中略）

将来見込其他參考トスルベキ事項
逐年人口ノ増加スルト共ニ士地ニハ一定ノ制限アルヲ以テ、勢ビ水產業ニ從事スルモノノ益々多クナル趨勢ニ伴ヒ、將來ハ副業トシテ農作業ニ從事スル者ハ漸次減縮スル見込ナリ

（中略）

（55）『越賀文書』（印）
大正八年二月十七日　三重県水產試驗場

一、雜業
（中略）

（56）『越賀文書』（印）
大正八年二月十七日　三重県水產試驗場

一、雜業
（中略）

